

「えびの市地域再生可能エネルギービジョン（素案）」に対するご見募集の結果について

「えびの市地域再生可能エネルギービジョン（素案）」について令和4年12月9日（金曜日）から令和5年1月10日（火曜日）までの間、市ホームページなどを通じて皆様からのご意見を募集しました。

その結果、3名の方から17件のご意見をいただきました。貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見の要旨及びそれに対する市の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	ご意見の要旨	市の考え方
1	表紙	表紙副題	1 表紙副題－自然環境にやさしい地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入－「自然環境にやさしい」が「地域特性」のことであれば、このままで良いと思うが、「再生可能エネルギー」にかかるのであれば、読点を加えた方が良いと思う。「自然環境にやさしい、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入」	ご意見を踏まえて修正いたします。
2	1	第1章 1.1ビジョン策定の背景	下から7～5行目で、「一方、固定買取制度における調達価格の低下や・・・」と書かれているが、これは事業者側の視点だけしか書かれていない。市民の側からは、再生可能エネルギー発電促進賦課金の負担が大きくなっていることを書き込む必要があると思うので、次の文章を付け加えてはどうか。「また、毎月の電気料金とあわせて国が徴収している再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）の負担が3,45円/kWh（令和4年度）になっており、市民の負担が大きくなっていることも課題です。」	温室効果ガスの削減による低炭素社会の実現を目指すために、再エネ賦課金の消費者負担については、ご理解をいただく必要があるものと考えております。

34		<p>第1章 1.4.1エネルギーを巡る国の動き</p>	<p>4～5行目の「日本のエネルギー需給構造の抱える問題」が具体的にどのような問題なのかをえびの市のビジョンには書かれていないので、ここは削除したほうが良いと思う。「エネルギー需給構造の抱える問題」の最も大きなものは1次エネルギーのほとんどを外国から輸入せざるを得ないことではないか。「(2) エネルギー基本計画」の説明の中で書く必要性は少ないように思うので、3～5行目を次のように文章を変更してはどうか。「2014年に抜本的な見直しが行われ、2021年にも見直しが行われています。エネルギー基本計画では、安全性 (Safety)・・・」</p>	<p>国の「エネルギー基本計画」は、「気候変動問題への対応と日本のエネルギー需要構造の抱える課題の克服という大きな視点を踏まえて策定する。」とされているところであり、国の動きをそのままの表現で記載しているものです。</p>
48		<p>第1章 1.6再生可能エネルギーの導入意義 (3) 災害時のエネルギー確保</p>	<p>1行目「近年、全国的に自然災害の発生リスクが高くなっており、」と書かれているが、過去と比べて「近年」の方が増えているデータがあるのか。昔から自然災害は多かったと思われ、「近年」という言葉は削除したほうが良いと思う。</p>	<p>気象庁の観測によれば、1日の降水量が200ミリ以上の大雨を観測した日数は、1901年以降の統計期間において有意な増加傾向にあり、その最初の30年と直近の30年とを比較すると、約1.7倍に増加しています。(国土交通白書2022)</p> <p>また、南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態であります。(令和5年01月11日気象庁地震火山部)</p>

58	第1章 1.6再生可能エネルギーの導入意義 (4) エネルギーの地産地消	エネルギーの地産地消という概念は間違っていないか。九州電力送配電に接続されている電気の消費者は、電力系統につながる原子力・火力・水力・再エネなどの全ての電源からの電気を受電している。えびの市の太陽光発電の電気だけで受電している電気の消費者があるとすれば、太陽光発電と直接、専用線で接続している消費者だけで、そのような消費者はほとんどいないと思われる。一部の新電力が「地産地消」をキャッチフレーズにしていることがあるかもしれないが、市が発行するエネルギービジョンでは、間違っただ概念を書くべきではないと思う。よって、この(4)項は削除すべきと考えます。	電力レジリエンスや地熱発電における廃熱の利用など、再生可能エネルギーの特性に期待される面は大きく、エネルギーの地産地消については、必要な概念であると考えております。また、今後、公共施設や一般住宅、店舗等に設置される太陽光発電設備、蓄電池等を活用した自家消費型の再生可能エネルギーの導入（ZEH、ZEB）へシフトしていくことが考えられ、エネルギーの地産地消が普及していくものと考えます。
625	第3章 3.3本市における再生可能エネルギーの導入可能性	「太陽光」の「課題」欄に、懸念される公害を記載すべきと思うので、次の文章の追記をお願いする。「・大規模太陽光発電では施設からの排水による被害や土砂災害を誘発するリスクが懸念されている。・大規模太陽光発電が事業撤退する際の設備撤去及び産廃処理の問題が懸念される。」	「自然環境への影響」の中に当該リスクも含まれていると考えます。 また、事業撤退の際の設備の撤去及び処理に関しては再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法で売電収入の一部を当該費用として積み立てることが義務付けられております。
725	第3章 3.3本市における再生可能エネルギーの導入可能性	「風力」の「課題」欄に、懸念される公害を記載すべきと思うので、次の文章の追記をお願いする。 「・大型風力発電ではシャドウフリッカや低周波振動による人的影響が懸念されている。・大型風力発電が設置される場所の地質によっては将来の土砂崩れを誘発するリスクが懸念される。・大型風力発電では絶滅危惧種に位置づけられるクマタカなど希少生物の生息に悪影響を及ぼす恐れがある。」	大型風力発電所については、環境アセスメントの対象となっております。課題については、環境アセスメントや法令、国のガイドラインなどに基づき解決される必要があるものと考えます。
827	第4章 4.3.1再生可能エネルギーの導入可能性の評価 表4.1各エネルギー種の導入可能性評価	「太陽光」の「基本方針との整合性」欄に、「公共施設などの避難所への設置する場合は、防災機能の強化につながる」と書かれているが、太陽光発電だけでは不十分で蓄電池を組み合わせたことが必要なので、誤解を与えないよう次のように文章の変更を提案する。「公共施設などの避難所へ蓄電池と併せて設置する場合は、防災機能の強化につながる」	ご意見のとおり蓄電池などの導入により、より防災機能が高まるものでありますが、蓄電池が無い場合であっても防災機能の強化につながるものと考えます。

9	27	第4章 4.3.1再生可能エネルギーの導入可能性の評価 表4.1各エネルギー種の導入可能性評価	「太陽光」の「導入可能性の視点 取り組みやすさ」欄に、「地域で利用する事例が少ない」と書かれているが、太陽光は一般家庭の屋根上にも多く設置されており、「地域で利用する事例が多い」の間違いではないか。	ご意見のとおり表現に分かりにくい点があるため、地域の後ろに（地域マイクログリッド等）を加えます。
10	29	第5章 5.1.1エネルギーに関連する国の目標	再生可能エネルギー起源電力の内訳について、水力・太陽光・地熱・バイオマスの記述はあるが風力の記載がない。全ての再生可能エネルギー起源電力の割合内訳を記載するべきではないか。	ご意見を踏まえて「風力1.7%」を追記します。
11	37	第6章 6.1.3風力 (1) 導入イメージ	1行目に「風力発電を導入し、発電した収益の一部は地域振興基金等として交付され、」と書かれているが、「地域振興基金」は国の施策として定められているものか。洋上風力発電では地域振興策として漁業者等への支援がなされる場所もあるようだが、陸上風力発電にも地域振興基金が交付されるのか疑問がある。また、えびの市のホームページで「地域振興基金」をキーワードにして検索しても何も表示されないが、今後、「地域振興基金条例」を制定されるのか。現時点でえびの市で、風力発電についての地域振興基金が無いのであれば、本ビジョンに記載しない方が良いのではないか。	「地域振興基金」は国の施策として定められているものではありませんが、先行導入地域において「地域振興基金」を地域づくりに活用されている事例があることから、導入イメージとして記載しているものです。
12	37	第6章 6.1.3風力 (1) 導入イメージ	他自治体では行政と連携し風力発電所を観光資源化する取り組みがあるようなので、観光資源としての活用を記載してはどうか。	観光資源化を含め、地域のシンボルや環境教育の教材として活用したいと考えております。
13	37	第6章 6.1.3風力 (2) 導入促進に向けた具体的な取り組み	●の2つ目に、「公害防止」の文言を加えていただきたい。 「● 導入に際しては、事業者へ景観や自然環境及び公害防止への配慮を求めます。」	公害防止については、「自然環境に配慮」の中に含まれていると考えます。

14	37	第6章 6.1.3風力 (3) 地域への波及効果	〈導入後〉に(例)定期的なメンテナンスを地元企業へ委託することによる経済効果、(例)地域振興基金等の活用による経済効果、(例)風力発電所工事によって整備される道路の活用による林業振興 を記載してほしい。	地域振興基金については、交付が確約されたものではないため、(1)導入イメージへの記載で留めているものです。風力発電工事によって整備される工事用道路に関しては、利活用の可能性が未定でありますので林業振興について記載しないものとします。
15	37	第6章 6.1.3風力 (3) 地域への波及効果	次の文章の追加をお願いします。「・地域住民に健康被害を生じた場合の被害軽減方策の実施」	ご意見については、「(3) 地域への波及効果」に該当しないものと考えます。
16	38	第6章 6.1.3風力 (4) 導入に向けた課題	「・」の2つ目の文章に「健康被害」の文言の追加をお願いします。「民家の近くに導入する場合は、騒音や影など周辺環境及び健康被害に配慮する必要があります。」	「健康被害に配慮」については、「周辺環境に配慮」の中に含まれていると考えます。
17	参考10	参考資料編 資料2.賦存量・利用可能量の推計 2.2風力発電 (2) 利用可能量	我が国における陸上風力発電所の計画においては地形特性上、山地での立地検討が多く、また全国の事例では既に保安林内で風力発電設備が設置されている地域、及び今後の計画も存在すると聞かるところ。保安林内での風力発電設備の立地検討においては、自然環境への影響に配慮することが前提であるが、「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編令和3年9月林野庁治山課)」等も作成・公表されていることから、これも踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の導入を促進する目的のもと、地熱発電と同様に風力発電においても保安林指定区域を利用可能量に反映するのが妥当ではないか。	今回の中間見直しでは、新エネルギービジョン策定時に想定された条件での算定を踏襲した参考資料となっているため、保安林を除外したものになっています。ご意見については、次回見直し時に整理したいと考えます。なお、ご意見のとおり国からマニュアル等も作成されている事等から、この想定により保安林内での発電について制限するものではないものと考えております。